

# 戦争法運用段階

戦争法の主な新任務

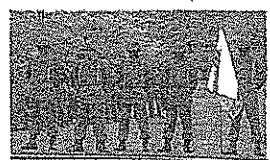
分野	法律	内容
武力攻撃事態 集団的自衛権 の行使 (存立危機事態)	事態対処法 米軍行動関連措置法 特定公共施設利用法 海上輸送規制法 捕虜取扱い法	米国など他国が武力攻撃を受けた場合に、時の政権が武力行使の「新3要件」を満たすと判断すれば自衛隊が海外で武力行使
他国軍の 戦闘支援	重要影響事態法 (重要影響事態) 国際平和支援法 (国際平和) 共同対処事態	いつでも、どこでも、自衛隊が「戦地」(戦闘地域)まで行って戦闘支援。他国領土内でも活動可、弾薬の提供や武器の輸送も解禁
PKO活動 (国連平和 維持活動) 国際連携 平和安全活動	PKO法	駆けつけ警護や「住民保護」、宿営地の共同防衛、治安維持など任務遂行のための武器使用が可能に
平時の 海外任務 活動拡大	自衛隊法	米国など他国軍の防衛、在外邦人の「救出」、米軍への糧食供与拡大

# 殺し殺される危険 加速

安倍政権は24日、安保法制11法制に盛り込まれた新たな任務(表)の全面的な実行に向け、自衛隊の訓練開始に踏み切りました。事実上の運用段階への移行です。政府は当初、戦争法施行(3月)と同時に運用段階に移行する計画でしたが、参院選の争点化を恐れて先送り。自民・公明両党は選挙中、有権者に何も語らないままやりすごし、選挙が終われば訓練を開始する。有権者へのだまし討ちであり、このような手法は許されません。当面の問題点を検証しました。

## 狙撃・射殺 特殊部隊増派も

■南スーダンPKO  
「南スーダンで駆けつけ警護」に踏み切れば、2020年の東京五輪・パラリンピックでは、車いすの自衛隊が選手として出場するかもしれない。陸上自衛隊唯一の特殊部隊とされる特殊作戦群の隊員(防衛省HPから)

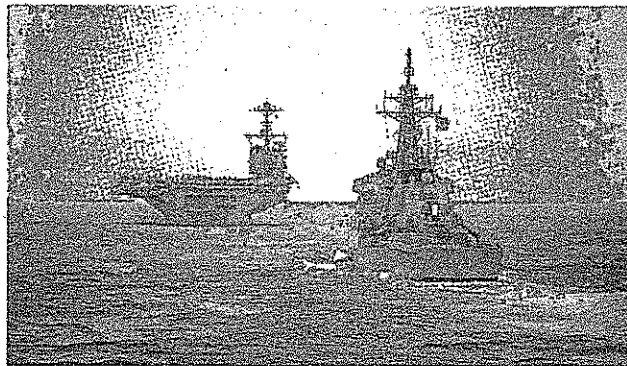


頭を隠した「陸上自衛隊唯一の特殊部隊」とされる特殊作戦群の隊員(防衛省HPから)

自衛隊の元幹部はこう警告します。真先に新任務が付与される危険が高いのが、治安維持が懸念されている南スーダンPKO(国連平和維持活動)に今年11月以降、第11次隊として派遣される陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊(青森市)などの部隊です。同部隊は25日から、PKO要員やNGO(非政府組織)関係者が武装勢力などに襲撃された際に救援に向かう「駆けつけ警護」が運用施設や援助関係者を

## 集団的自衛権行使

政府はPKO訓練に続き「存立危機事態」(集団的自衛権の行使)や地球規模で米軍等の兵たん支援を行う「重要影響事態」を想定した日米共同演習を開始しました。皮切りは今年10、11月の日米共同統合実動演習(キーン・ソード)です。さらに、陸上自衛隊と米



前回の日米共同統合実動演習キーン・ソードに参加する米原子力空母ジョージ・ワシントン(左)と海上自衛隊イースン艦「きりしま」。今秋のキーン・ソードは集団的自衛権の行使を想定して実施されます=2014年11月18日、太平洋上(米海軍ウェブサイトから)

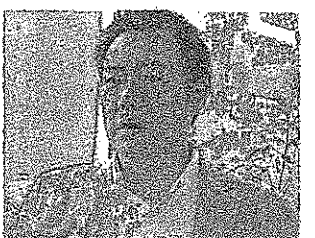
日米共同演習はこれまで自衛隊護衛艦が米空母を防護する陣形を「ミサイル防護」対処とするのが米軍の指揮下に入る。など、自衛隊が事実上、米軍に組み込まれる形で深化してきました。しかし、一応は「日本防衛」を想定しており、演習項目に一定の制限がかけられていたのも事実です。今後は、米軍が攻撃を受けた場合、さらに米軍が先制攻撃を行った場合の支援も想定される危険があります。例えば、共同演習で自衛隊が一連の訓練を通じて、自衛隊がいっそう「日本防衛」とかけ離れ、無法な先制攻撃を行う米軍との一体化を加速する危険があります。

## 日米一体で先制攻撃想定も

政府はPKO訓練に続き「存立危機事態」(集団的自衛権の行使)や地球規模で米軍等の兵たん支援を行う「重要影響事態」を想定した日米共同演習を開始しました。皮切りは今年10、11月の日米共同統合実動演習(キーン・ソード)です。さらに、陸上自衛隊と米

## 軍の警護はNGOに危険。やめてほしい

政府による、「駆けつけ警護」などの訓練開始表明について、日本国際ボランティアセンター(JVC)の長谷部貴俊事務局長に聞きました。



日本のNGOも諸外国の国際NGOも、紛争地での人道支援活動における安全確保に支障を及ぼす危険があります。自衛隊の駆けつけ警護は「武装した勢力と距離をとり混同されない」ことを一番基本としています。それが国際的な「常識」です。これは日本ではあまり議論されていません。ですからNGOを「駆けつけ警護」の対象とするのは、はつきりしてやめてほしい。自衛隊はよその他の

## 長谷部 貴俊さんに聞く

日本国際ボランティアセンター事務局長の長谷部貴俊さんに、自衛隊の駆けつけ警護についてお聞きしました。自衛隊はよその他の

15年9月4日、参院安保法制特別委員会と認めています。他国のNGOであれば、原則的に自衛隊に救援を求めず。ましてや、他国軍が戦闘経験を持たない自衛隊に助けを求めるなど想定外です。現場の自衛隊の負担を増やし、命を危険にさらす新任務は付与すべきではありません。

8/25 系理